

第9回理事会報告

開催日時 平成24年11月24日(土) 16:00～20:07

11月25日(日) 09:30～14:08

開催場所 当連盟 3階会議室

第9回理事会が、平成24年11月24日および25日に当連盟会議室で開催されました。今回の理事会では、旧社団法人からの重要な課題となっている財政改革及び組織改正にともなう会費前納者の取扱いに関する審議をはじめ、第8回理事会(臨時・平成24年9月開催)で審議された役員欠員にともなう臨時選挙の対応などの議案の審議がおこなわれました。

<議 題>

第1号議題 「会費の納入を免除されている者」の取扱変更に係る規則の一部改正等について

第2号議題 役員欠員補充のための臨時選挙の実施について

第3号議題 規則の一部改正について

第4号議題 平成25年度地方本部費の配分について

第5号議題 東日本大震災における非常通信実施者等の表彰について

第6号議題 コンテスト規約の一部改正について

※協議事項

<審議の概要>

第1号議題 「会費の納入を免除されている者」の取扱変更に係る規則の一部改正等について

会費前納者の取扱いについては、第8回理事会(平成24年9月開催)からの継続審議であるが、旧法人時代からの様々な審議経過があり、理事会さらに財政・機構検討ワーキンググループ(WG、座長=JA3HXJ 長谷川副会長)において検討したうえでこの議案が上程された。また、本件改正は会費に関する事項であり、定款第9条第4項の規定によって社員総会において定めることが規定されており、これを踏まえて審議がおこなわれた。

専務理事から資料に基づき説明があり、会費前納制度は既に受付を止めて廃止しているが、既に前納者となっている会員は、なお当分の間会費の納入を免除されており、会費免除の取扱い変更とともに、今後会費前納者は、「ライフメンバー」と呼称して取扱うことや今後における会費の取扱い等の提案がおこなわれた。

続いてWG座長からは、会費前納金額の違いがあっても一律に取扱うことが望ましいとする考えも議論した。前納額の格差は大きくそれぞれ配慮したが、第52回通常総会(平成22年5月開催)の提案よりも少し厳しい取扱いとなっている。会費前納者はJARLの貢献者であることに間違いはなく、その功労に報いる意思表示としてライフメンバーと呼称し、会員の権利が制約されることのないよう配慮をおこなったと補足説明があった。

審議では、QSL(SWL)転送サービス、JARL NEWSの配布の中止とその実施期日、ライフメンバーとしての具体的な内容や会員証的なものへの議論がおこなわれたが、議案への特段の反対はなく、第1号議案の「会費の納入を免除されている者」の取扱い変更に係る規則の一部改正等については、原案どおり全員異議なくこれを承認した。そして、第10回理事会(平成25年2月開催予定)において、社員総会に上程する議題として決定することを申し合わせた。

なお、「会費の納入を免除されている者」の取扱い変更に係る規則の一部改正の要旨はつぎの通りである。

【会費の納入を免除されている者の取扱い変更に係る規則の一部改正の要旨】

- 「会費前納者」は、今後は「ライフメンバー」と称します。
- ライフメンバーの方は、今後も継続的に会員として登録されます。選挙権、被選挙権をはじめ、連盟の本部、地方本部及び支部が実施する事業や行事への参加などは、今後も変更はありません。
ただし、交信証及び受信証の転送取扱規程による転送サービス並びに雑誌形式による機関紙(JARL NEWS)の配布は、つぎの期日以降は終了となります。なお、その後も継続を希望される場合は別途負担金が必要となります。
 - ・ 前納会費として8万円以下の金額を既に納められていた方は、平成25年度末(平成26年3月31日)までは、現行の会員の権利を有します。
 - ・ 前納会費として20万円の金額を既に納められていた方は、平成36年3月31日までは、現行の会員の権利を有します。

第2号議題 役員欠員補充のための臨時選挙の実施について

今回上程の役員欠員補充のための臨時選挙の実施については、第8回理事会において選挙する方向で検討すると採択し、臨時社員総会の開催や選挙事務の実施日程等を精査した上で、改めて今理事会(第9回)で審議をおこなうこととしていたものである。

審議にあたり、専務理事から選挙を実施する際に必要な諸手続き及び実施するとした場合の3つのスケジュール案、「理事の欠員による臨時の理事候補者選挙の実施要領案

について」の内容が説明された。

この中で、平成 24 年通常選挙による次点者が現実において、今回の臨時選挙をした場合にも次点者が出る可能性があって、いずれの者を次点者とするかとの問題点をはじめ、選挙実施のための規定類を制定するため、臨時社員総会または定時社員総会に諮る必要があり、社員総会開催の諸経費(約 400 万円)と選挙実施のための諸経費(地方本部区域：約 360 万円、全国区域：約 1,200 万円)が必要となるとの説明もおこなわれた。

本議案審議の途中において、「第 3 号議題 規則の一部改正について」と密接な関連があるため、第 2 号議案と第 3 号議案を併せ、一括で審議すべきとの意見があり、その結果、第 2 号と第 3 号の議案を併せて審議する扱いとなった。(審議結果は後記)

第 3 号議題 規則の一部改正について

第 8 回理事会からの継続審議となる、地方本部長の選任に関わる規則改正案の説明が専務理事からおこなわれた。なお、本規則の一部改正案は連盟の運営に関することであり、定款第 69 条第 1 項の規定により、理事会の決議を経て定めることができるとの補足説明があった。

第 3 号議案は、まず、「理事でない地方本部長の会長委嘱」を規定する第 37 条の改正案について審議し、次いで「理事が欠けた場合の措置」を規定する第 28 条の改正規定を審議することとなった。

(1) 規則第 37 条（地方本部長）に関する件

専務理事から、現在の規則第 37 条（地方本部長）の規定では、地方本部長は、地方本部区域毎におこなわれた理事候補者の選挙で選ばれ、社員総会の決議を得て理事となったものがその任にあたるとなっているが、「理事が欠けた場合や社員総会の決議が得られず地方本部長の任にあたるべき理事がいない場合には、会長が支部長と協議して当該地方本部内の正員に地方本部長の任を委嘱することができるようにしたい」との改正であることが説明された。また、この委嘱されて地方本部長となった者は、理事としての職務につくことはできないとしているとの補足説明もあった。

これを審議の結果、「会長と当該地方本部の支部長が協議して」との表記では曖昧な表現になるとの指摘があり、会長の裁量権として、また、会長の意志として委嘱の決定をすることが望ましいとして、「支部長の意見を聞いて」に文言修正することとなった。

なお、この規則改正は、第 9 回理事会の決定事項として即日施行とした。

【規則第 37 条（第 9 回理事会議決、平成 24 年 11 月 24 日施行）】

（地方本部長）

第 37 条 地方本部長は、第 20 条第 3 項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった者がその任にあたる。ただし、理事に欠員が生じた場合若しくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第 28 条の規定による理事の選任が行われるまでの間は、会長は当該地方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本部区域内の正員に会長が委嘱することができる。この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことはできない。

2 （略）

（2）規則第 28 条（役員が欠けた場合の措置）に関する件

専務理事から、現在の第 28 条の規定は、何らかの理由で理事が欠けた場合であって、理事選挙で次点者がいた場合には、その次点者を理事の候補者として扱い、次点者がいない場合は選挙を実施して理事の候補者を選出する旨の規定である。今回のように理事候補者が社員総会で否決された場合を想定していなかったものであることから、「社員総会で決議を得られず理事に欠員が生じている」との文言を追加したいとの説明があった。

これを審議の結果、第 37 条の規定によって地方本部長の職を委嘱された者が既にいるのに、第 28 条の規定により、次点者又は選挙を実施して理事候補者を出すとするのは混乱するとして、第 28 条の改正はおこなわないこととした。

（3）規則の附則案の一部修正について

第 28 条を改正しないこととしたことから、附則の原案にあった第 28 条の施行日に関する記述は削除することとし、第 37 条の改正規則は、理事会の開催の日である平成 24 年 11 月 24 日施行とした。

第 2 号議題 役員欠員補充のための臨時選挙の実施について（審議結果）

第 3 号議案により、第 37 条（地方本部長）に関する改正がおこなわれ、地方本部長の職を会長から正員に委嘱することが決定したことから、「第 2 号議案の役員欠員補充のための臨時選挙について」は、実施しない扱いとすることで、特段の異議はなく承認された。

第 4 号議題 平成 25 年度地方本部費の配分について

平成 25 年度の地方本部費の内示について第 4 号議案の上程があり、これを審議した。

この結果、地方本部及び支部の活性化のために昨年同額としてもらいたいとの要望もあったが、原案どおり総額 20,370,000 円（平成 24 年度は、20,540,000 円）とすることを承認した。

関東地方本部	4,390,000
東海地方本部	2,090,000
関西地方本部	2,310,000
中国地方本部	1,710,000
四国地方本部	1,380,000
九州地方本部	2,100,000
東北地方本部	1,930,000
北海道地方本部	1,930,000
北陸地方本部	1,240,000
信越地方本部	1,290,000
合計	20,370,000

第 5 号議題 東日本大震災における非常通信実施者等の表彰について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、非常通信等を実施・協力された方々について、非常通信の実施・支援、RL 局への情報提供等、物資提供、物資輸送等の事績による表彰候補者の推薦があり、表彰を審議した。

表彰規程第 2 条第 1 号に該当する事績並びに表彰基準に基づき審査をおこなったが、推薦人による表彰候補者の事績が詳細な説明のあるものと簡易なものが混在していて、一貫性のある判断ができないとの指摘があった。このため、本年 12 月末までに事務局で再度精査して推薦内容を見直し、追加の推薦があった場合は併せて議案とする扱いとし、次回の理事会(平成 25 年 2 月開催)で改めて審議することとした。

第 6 号議題 コンテスト規約の一部改正について

コンテスト委員会(委員長= JS1OYN 高橋勝氏)からの平成 24 年 6 月の答申並びに今回の答申に基づき、JARL 主催コンテスト規約の一部改正として、電子申請以外の紙によるログ、サマリーの提出は、手書きのもののみとする規約の改正等が提案された。

提案理由としては、コンテスト委員会では、参加者にパソコンで作ったログ、サマリーシートを電子メールや電子媒体で提出することを奨励し、人的介在の簡素化、審査の正確性、審査結果の配信を図りたいとしている。

しかしながら、現在のログの提出状況を見るとパソコンでログやサマリーシートを作成していても、紙にプリントアウトしてきている申請がある。このため、参加者に電子データでの提出を進めて貰い、電子データ以外のものは手書きのもののみ受け付けるとする答申がおこなわれたので、これを審議した。

その結果、電子データ作成のインターネット環境が整っていないと思われる方が大勢

いる実情もあり、整備の時間も要することであろうことから実施を1年見送って周知徹底を図り、平成26年度から実施することとして、承認された。

また、その他の規約改正については、コンテスト委員会からの答申どおり、コンテスト参加記念楯制度は設けることとし、ドナー制度による楯及びオールアジアDXコンテストのメダルの贈呈は廃止することとした。

議事を挟んで、会長から、「第8回理事会の会議終了後、理事会議事の報告取扱いに対する注意として、個々の捉え方による議事説明は混乱のもととなるため、JARL Web 報告の掲載を待つこととして徹底を図って行くことを申し合わせていたが、今回の理事会議案が理事会の開催前に一部で開示されている事態が発生していた。」との発言があった。

議案に対する議決までの動向は流動的であり、また、それを知ることとなった第三者が、個人的見解を含めてさらに外部へ流布することは連盟の会務が混乱する場合もあり、間違った情報は事実との整合性に齟齬を来すものでもあるので、今後は事前に情報を流すことはやめるようにと強い指導がおこなわれた。また、JARL Web による理事会報告が公開されるまでは、勝手な情報の漏洩がないように、すべての役員に確約することを強く要請し、厳重なる申し渡しがおこなわれた。

<協議事項>

1. 平成25年度連盟行事予定について

平成25年度連盟行事予定について協議した。

年間5回予定されている理事会の開催については、7月の理事会は止めて9月に開催することとし、理事会開催間隔のバランスをとったとの説明があった。

海外のコンテスト日程に絡むとの指摘もあったが、従来どおり下旬開催を中心とした日程をそのまま踏襲することを申し合わせ、原案どおり了承した。

2. 2013全日本ARDF競技大会の開催地について

全日本ARDF競技大会の場所について協議した。

最初に、専務理事から選定状況の説明があった。場所の選定については、ARDF委員長(=JA2HDE 木村理事)から打診があり、地元で調整を図っており、日程は平成25年10月中開催として準備を進める旨北陸地方本部長(=JA9BOH 前川理事)からの補足説明があった。

これをもとに協議の結果、来年の開催地は、北陸地方本部区域内とすることを決定した。場所等の実施に関わる詳細は、今後詰めていくこととし、全会一致で了承した。

＜主な報告事項＞

議案及び協議事項の終了後、日野岳専務理事(JE1KAB)から業務報告がおこなわれました。

1. 周波数割当計画の作成案に係る意見の提出について

平成 24 年 10 月 3 日付の総務省の報道発表により、「周波数割当計画の作成案に係る意見募集」がおこなわれた。連盟からは、「472～479kHz の周波数の分配への謝意を示し、早期の割当てを要望」するとともに、周波数分配の脚注に「外国の」との文言が欠落していることを指摘した。

これは、WRC-12 においてアマチュア無線への国際分配が決定した中波帯「472～479kHz」の国内分配をおこなうために、今般、周波数割当計画を改正するものである。

2. 委員会等の開催について

次のとおり委員会等が開催された。

- ・第 2 回財政・機構検討ワーキンググループ (H24.11.7 : 会費前納者の取扱い ほか)
- ・アマチュア無線フェスティバル実行委員会 (H24.10.20 : 2012 実施報告、2013 基本構想 ほか)
- ・第 1 回コンテスト委員会(文書による) (H24.10.24 : 新楯制度を実施するにあたっての規約改正、紙ログを手書きのみとする規約改正 ほか)
- ・コンテスト審査分科会 (H24.9.30 : 第 42 回 6m & Down コンテスト書類審査 ほか)
(H24.11.10 : 第 55 回フィールドデー コンテスト書類審査 ほか)
- ・第 2 回 ARDF 委員会 (H24.10.20 : ARDF 委員会の運営、平成 25 年 ARDF 競技全国大会開催地、ARDF 競技機材の確保と維持管理 ほか)
- ・第 14 回ワイヤレスネットワーク委員会 (文書による) (H24.10.23 : D-STAR レピータ局の開設・増設要望の審査と周波数選定、アナログ(FM)レピータ局の増設の審査と周波数選定 ほか)
- ・第 23 回電磁環境委員会 (H24.11.5 : 直面する電磁環境問題の整理と対処方針 ほか)

3. 2013 IARU HF World Championship コンテストの連盟本部局(HQ 局)の参加と公募について

2013 年 7 月 13 日 21:00～14 日 21:00 に、2013 IARU HF World Championship コンテストが開催予定となっているが、連盟本部局(HQ 局)として参加し、同局を運用する団体を JARL NEWS 等で告知し、平成 25 年 1 月 1 日～2 月 28 日の間公募することとなっている。

4. 第 16 回 IARU ARDF 世界チャンピオンシップ大会への参加について

IARU ARDF 世界チャンピオンシップ大会が、9 月 10 日から 15 日までの間、セルビア共和国コパオニクで開催され、33 カ国 570 名 (公式競技出場者 : 338 名) が参加し

た。JARLからは、選手20名、学校引率者、家族等あわせて32名となった。

世界大会での強豪国が多く、残念ながら日本選手団の上位入賞はなかったが、国際親善に寄与し無事競技を終え帰国した。

5. 特別局の開設承認について

平成24年10月に開設が承認された特別局は、次のとおり。

○ 関東地方本部

- ・ 行事の名称 日中国交回復40周年
開設期間 H24.11.01～H24.12.31

○ 九州地方本部

- ・ 行事の名称 新石垣空港開港記念
開設期間 H25.03.01～H25.04.30

6. 工業高校・高専等へのアマチュア無線広報活動について

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARD)、財団法人日本無線協会及び当連盟の3団体の協同で、平成24年10月、アマチュア無線に関するダイレクトメール359通を工業高校・高専等へ送付する広報活動をおこなった。

この結果、約3分の1ほどの学校がアマチュア無線に関心を示してJARL Webの今回の広報専用ページにアクセスしている。

7. IARU 第3地域総会報告について

第15回IARU第3地域総会が、11月5日から9日まで、ベトナムアマチュア無線連盟(VARC)の招請を受けてホーチミン市で開催され、JARLを含む16か国の連盟が参加した。JARL代表団は2名で、IARU本部、第1地域および第2地域からも役員がオブザーバーとして参加した。

その結果、JARLは強く反対していた会費の20%引き上げと理事の1名増員が多数決により決定した。次回の第16回IARU第3地域総会は、インドネシアの連盟ORARIの招請を受け入れて、2015年後半にジョグジャカルタ(インドネシア)で開催される予定である。

8. 国際アマチュア無線非常通信会議GARECへの参加について

第8回世界アマチュア無線非常通信会議(GAREC 2012)は、11月12日から14日まで、ポート・ディクソン(マレーシア)において開催され、9か国17名が参加した。

会議では、アマチュア無線の非常通信における位置づけ(公的機関との関係)の議論、各国における非常通信への対応事例の報告などがおこなわれた。

JARLからは職員1名が参加し、東日本大震災でのアマチュア無線活動、第3地域における最近1年の非常通信の実施状況等が報告され意見交換がおこなわれた。

9. 1200MHz帯を使用する準天頂衛星の動向について

政府(内閣府)による準天頂衛星システムは、現在使用している米国のGPS衛星システムの補完機能と補強機能等を有する無線航行衛星システムであり、2010年9月11日に準天頂衛星(QZS)の初号機である「みちびき」(QZS-1)がH-IIAロケット18号機で打

ち上げられ、現在試験運用中である。

準天頂衛星とアマチュア無線の関わりは、中心周波数 1278.75MHz の LEX(L6)と呼ばれる補強信号がアマチュア無線の周波数とオーバーラップしていることで、この信号は 42MHz の帯域幅を使用し、1200MHz 帯のアマチュアバンドの 1260～1300MHz の全帯域と重なってしまう。

国際的にも無線航行衛星の業務は一次業務であり、1200MHz 帯のアマチュア業務は二次の業務に位置づけられているため、優先される一次の業務に有害な影響を与えないことが前提となっているので、その動向や関連の情報などに十分に注目していく必要がある。

JARL の対応状況としては、公開されている情報を基にマイクロ波委員会で検討を行っているが、干渉検討に必要なパラメーターを総務省を通じて内閣府に照会中である。

10. 諸報告

以上の主な報告のほか、つぎの報告等をおこないこれを了承した。

経理状況、会員数の動向、継続会費の自動振替、会費の一般クレジットカード決済登録件数、インターネットサービスの登録数、2012 アマチュア無線フェスティバルの収支報告、特別局等の収支等の報告、局免許が確認できない会員の調査の中間報告、その他の報告

(14 : 08 終了)